無縁墳墓等改葬公告

大字別府郵会別府墓地改葬事業のために、無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知下さい。

平成二十八年五月二十日

一、墳墓等所在地　大阪府摂津市南別府町二―一

一、墳墓等の名称　大字別府郵会　別府墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　㈠本籍不詳、元中道家本家　中道音松　昭和三十一年十二月建之、㈡本籍不詳、樋上友吉　大正五年三月建之

一、改葬を行おうとする者　大阪府摂津市東別府五丁目三番一八号　別府墓地管理者　前田　秀雄

無縁墳墓等改葬公告

新納骨堂建立に伴う、現納骨堂（第一棟～四棟）解体工事のため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、納骨壇使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年五月二十日

一　墳墓等所在地　鹿児島県姶良市蒲生町上久徳二六八一

一　墳墓等の名称　幽栖寺納骨堂第一棟～四棟

一　死亡者の本籍及び氏名（現納骨壇使用者の氏名）　本籍全て不詳　新名常二家、米満キサヨ家、窪田家・川北家（窪田　大介）、山之内種助家、大迫年男家、厚地ミナ家、渕上ミキ家、前田ヲアイ家、川野直家、末永ミユキ家、原田万藏家、竹中隼人家、川嶋千鶴家、山下家（松原　秀雄）

一　改葬を行おうとする者　鹿児島県姶良市蒲生町上久徳二六八一　浄土真宗本願寺派　幽栖寺代表役員　藤谷亜太可

新規信託分割の公告

三井住友信託銀行株式会社は、左記のとおり、物産不動産株式会社及び三井住友信託銀行株式会社間の平成二十七年九月十八日付不動産管理処分信託契約書受益権譲渡制限付（物件名：ＮＳ16６ビル敷地）に基づき設定された信託を、平成二十八年六月二十一日付で新規信託分割しますので公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託についての信託契約の当事者

当初委託者

東京都港区西新橋一丁目一番一五号

物産不動産株式会社

委託者（受益権の譲渡を受けたことに伴い当初委託者の地位を承継した委託者）兼受益者

東京都港区西新橋一丁目一番一五号

三井物産都市開発株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

二、従前の信託についての信託の年月日及び従前の信託において作成された財産状況開示資料等

従前の信託の年月日は、右記記載の契約締結日と同日です。

また、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にお問合せ下さい。

三、新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社不動産カストディ部

電話番号　〇三―五二三二―三七三四

平成二十八年五月二十日

受託者　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所　東京都港区芝三丁目三三番一号

支配人　浅井　克幸

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年五月十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十日

東京都港区赤坂二丁目一三番一三号

軽金属製品厚生年金基金

代表清算人　荒井　毅

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金の清算から除斥します。

平成二十八年五月二十日

大阪市中央区南久宝寺町四丁目一番二号

ＳＭＭオートファイナンス株式会社確定給付企業年金　清算人　波部　幸弘

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、平成二十八年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号該当により終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十日

大阪府大阪市北区南森町二丁目四番三六号

株式会社コムテックス規約型確定給付企業年金　清算人　山形　康郎

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

平成二十八年五月二十日

東京都港区芝四―一一―四ハラビルⅡ二階

三菱自動車販売厚生年金基金

代表清算人　河田　守晃

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年５月20日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

①株式会社南**橘**監理　②埼玉県知事(2)21463　③代表取締役　南**橘**龍夫　④埼玉県春日部市豊野町２－32－１　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県春日部市豊野町２－32－１　株式会社南**橘**監理代表取締役　南**橘**龍夫

①鴻巣市農業協同組合　②埼玉県知事⑹15921　③代表理事組合長　河野功　④埼玉県鴻巣市東２－１－23　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦さいたま市見沼区東大宮４－21－１　さいたま農業協同組合代表理事組合長　星野勝太郎

①八洲開発株式会社　②東京都知事(3)79628　③代表取締役　磯村田鶴子　④東京都三鷹市下連雀２丁目８番24号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都三鷹市下連雀２丁目８番24号　八洲開発株式会社　代表取締役　磯村田鶴子